

委員会規約

(目的)

第 1 条 この規約は、本組合が定款第50条（委員会）の規定により設置する委員会の組織及び運営について必要な事項を定め、もって委員会の円滑な運営を図ることを目的とする。

(種類)

第 2 条 委員会の種類は、次のとおりとする。

(1) 本組合の事業の執行に関し、理事会の議決を経て設置を定めた委員会。

(2) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（官公需法）」で設置を定められた委員会。

①共同受注委員会

②官公需共同受注事業企画・調整委員会

③共同受注工事検査委員会

(組織)

第 3 条 前項の規定により設置された各委員会は、委員をもって組織する。

2 各委員会の委員は、4人以上9人以内（共同受注委員会及び共同受注工事検査委員会を除く）とし、理事及び組合員又は組合員たる法人の役員及び従業員のうちから、理事会の議を経て理事長が委嘱する。

3 組合員の役員及び従業員が委員に就任する場合は、所属する組合員の承諾を得た旨を書面で本組合に提出しなければならない。

(秘密保持義務)

第 4 条 委員は、その職務に関して知り得た秘密を洩らしてはならない。

(任期)

第 5 条 委員の任期は、組合の理事の任期に準じ2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 任期の満了した委員は、新たに委嘱された委員が就任するまでは、引続き委員の任務を行うものとする。

3 補充により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 6 条 各委員会には、委員長1名、副委員長1名を置く。

2 委員長、副委員長は、委員のうちから理事長が委嘱する。

3 委員長は各委員会の会務を総理し、会議の議長とする。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、前項の職務を代理し又は代行する。

(委員会の招集)

第 7 条 委員会は必要の都度、各委員長が招集する。

(委員会の議事)

第 8 条 委員会の議事は、委員の半数以上が出席し、その過半数で決するものとし、可否同数のときは、議長が決するところによる。

(特別利害関係人の議決参加)

第 9 条 委員会の議事につき特別の利害関係を有する委員は、その議決に加わることができない。

(答 申)

第 10 条 各委員会は、理事長の諮問に応じ、またその部門に属する事項に関し、その審議の結果を当該委員会の意見として理事長に具申する。

2 意見の具申は、書面をもって行う。

(その他)

第 11 条 この規約に定めのない事項であつて緊急かつ必要な事項は、理事会で決定する。

附 則

この規約は、昭和53年2月17日から施行する。

附 則

この規約は、昭和62年3月23日から施行する。

附 則

この規約は、平成2年2月23日から施行する。

附 則

この規約は、平成29年10月3日から施行する。

附 則

この規約は、令和5年6月1日から施行する。